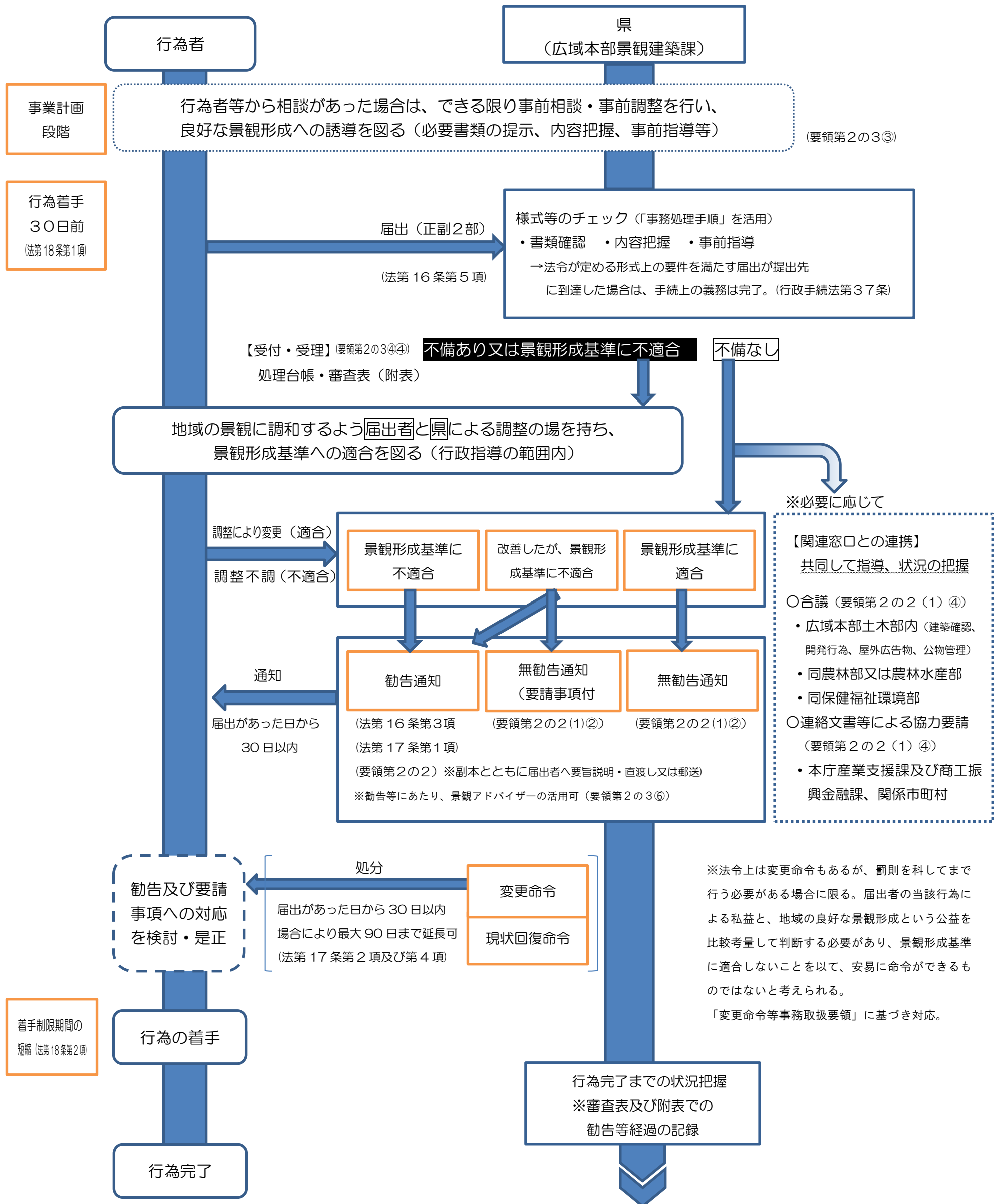


〔景観届出事務処理フロー〕

「法」：景観法、「条例」：熊本県景観条例、「要領」：熊本県景観条例施行事務処理要領



別記様式第1号

景観法又は景観条例に基づく行為の届出に対する審査表

<p>1 受付年月日 及び番号</p>	<p>年 (年) 月 日 第 号</p>
<p>2 届出者氏名</p>	
<p>3 行為の場所</p>	<p>市 町 郡 村</p>
<p>4 届出の区分</p>	
<p>5 行為の内容</p>	
<p>6 勧告もしくは 変更命令 の有無 及び内容</p>	<p>無</p> <p>有 (年 (年) 月 日)</p> <p>【勧告もしくは変更命令の内容】</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>7 その他</p>	

附表

指導経過記録表

指導事項			届出者等の申立事項		
年月日	指導方法	指 導 内 容	年月日	相手方 氏 名	申 立 内 容

別記様式第2号

第 号
年 (年) 月 日

住所
届出者
氏名 様

熊本県知事 印

景観法又は景観条例に基づく行為の届出に対する通知書

あなたが、 年 (年) 月 日に届け出されました行為について、景観法又は熊本県景観条例の規定に基づき、相当と認められますので通知します。

記

1 届出された行為の区分

- ① 景観形成地域における行為
- ② 特定施設届出地区における行為
- ③ 大規模行為に係る行為

2 照会先

熊本県 広域本部 課

別記様式第3号

第 号
年 (年) 月 日

住所
届出者

氏名 様

熊本県知事 印

景観法又は景観条例に基づく行為の届出に対する通知書

あなたが、 年 (年) 月 日に届け出されました行為について、景観法又は熊本県景観条例の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 届出された行為の区分及び勧告の根拠

- ① 景観形成地域における行為 (景観法第16条第3項又は熊本県景観条例第7条第5項)
- ② 特定施設届出地区における行為 (景観法第16条第3項又は熊本県景観条例第7条第5項)
- ③ 大規模行為に係る行為 (景観法第16条第3項又は熊本県景観条例第7条第5項)

2 勧告事項

3 照会先

熊本県 広域本部 課

別記様式第6号

特定事業者との景観形成協定締結要請書

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 氏 名 印

特定事業者との景観形成協定の締結について（要請）

熊本県景観条例第13条第1項の規定に基づく景観形成協定を下記の特定事業者と締結されるよう、同条第3項の規定により要請します。

記

1 特定事業者

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 所在地
- (4) 事業地及びその面積
- (5) 事業の種別及び概要

2 景観形成協定締結を要請する理由

3 添付書類

- (1) 事業地の区域等を示す図面
- (2)

別記様式第7号

景観形成住民協定認定推薦書

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 氏 名 印

景観形成住民協定の認定について（推薦）

熊本県景観条例第16条第1項の規定に基づき下記の協定を景観形成住民協定として認定されるよう、同条第3項の規定により推薦します。

記

1 協 定

協 定 の 名 称		協 定 締 結 年 月 日	
代 表 者 の 住 所 氏 名 ・ 電 話 番 号			
協 定 に 係 る 区 域 (地 名)			
協 定 者 数		協 定 に 係 る 区 域 内 の 土 地 又 は 建 築 物 等 を 所 有 し 、 又 は 管 理 す る 者 の 数	

2 当該協定が 市（町・村）における景観形成に資するものであると認める理由

3 添付書類

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定により定められた区域を示す図面

特定事業者景観形成協定（案）

特定事業者（以下「甲」という。）と熊本県（以下「乙」という。）とは、熊本県景観条例第13条の規定に基づき、甲が実施する事業の景観形成に関する協定を締結する。

（名 称）

第1条 本協定は、景観形成協定（以下「協定」という。）と称する。

（目 的）

第2条 この協定は、周辺の景観、環境との調和のとれたを形成するため、の健全な発展と良好な景観形成の推進に資するため必要な事項を定めるものとする。

（協定の遵守）

第3条 甲は、協定の目的を踏まえ、この協定に定める事項を信義に基づき誠実に遵守するものとする。

2 甲は、傘下の組合員に対しても、この協定に定める事項を遵守するよう指導するものとする。

（区 域）

第4条 本協定の対象区域は、下記の区域とし、別添区域図面のとおりとする。

所在地：

面 積：

（景観形成計画）

第5条 甲は、建築物等の建設及び緑化に当たっては、景観形成計画を作成し、乙と協議するものとする。この場合において、この計画は、熊本県景観条例 第条のの届出書として取り扱うものとする。

（景観形成に関する事項）

第6条 第2条の目的を達成するために定める景観形成に関する事項は次のとおりであり、その景観形成基準は、別紙のとおりとする。

- ・土地の管理
- ・建築物等に関する基準
- ・駐車場、堀等の付帯施設の位置及び外観の基準
- ・緑化に関する基準
- ・企業記名等サインに関する基準

（協 力）

第7条 乙は、甲の実施する景観形成活動に対して、必要に応じて技術的援助等を行うものとする。

(協定の変更)

第8条 本協定の変更については、甲、乙いずれかの届出に基づき、十分協議のうえ協定の変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とするが、真にやむを得ない理由が発生した場合については、甲、乙十分協議のうえ廃止することができる。

2 有効期間満了後、甲、乙いずれからも廃止の申出がなければ、更に5年間有効とする。

(雑 則)

第10条 この協定について、疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 熊本県

代表者 熊本県知事

別紙

熊本県景観条例施行事務処理要領運用上の留意事項

1 屋外広告物条例の取扱いの変更について

景観形成地域、特定施設届出地区における広告物の設置や外観の変更のほか、県内において高さ13mを超える大規模な広告物の設置や外観の変更を行う場合などは、これまで景観条例に基づく届出が必要であったが、今回の景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の一部改正により、県屋外広告物条例に基づき許可を受けるものについては、景観条例に基づく届出が適用除外となるので、同条例の（変更）許可申請時に景観の指導も併せて行うこととする（ただし、景観関係自主条例の施行市町村など一部の区域を除く）。

2 「広告塔」、「広告板」について

景観条例第2条第5項（特定施設の種類）の「広告塔及び広告板」及び景観条例施行規則第2条（工作物の種類）第12号の「広告塔又は広告板」における「広告塔」は、「木又は金属等の耐久性のある材料を利用して作成されたものであって、土地に建植され又は建造物その物件を利用して取り付けられ、立体的に広告内容を表示するもの」であり、「広告板」は、「木又は金属等の耐久性のある材料を利用して作成されたものであって、土地に建植され又は建造物その物件を利用して取り付けられ、平面的に広告内容を表示するもの」を意味するものであり、旧景観条例及び旧景観条例施行規則にける「広告塔」及び「広告板」と変わらないものである。

3 届出を要しない行為について

届出を要しない行為については、「別紙 届出を要しない行為（適用除外行為）」のとおり、景観法第16条第7項、景観法施行令第8条及び景観条例施行規則第8条に規定されているので、留意のうえ届出の要否を判断すること。

別紙

○届出を要しない行為（適用除外行為）

・景観形成地域

1 建築物

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

2 工作物

次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更

- (1) 規則第2条第1号に規定する工作物（さく、塀、擁壁等）で、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- (2) 第2条第2号から第5号までに規定する工作物（記念塔、電波塔、物見塔等、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱）で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）
- (3) 第2条第6号に規定する工作物（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）で、高さが10メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。）
- (4) 第2条第7号から第11号までに規定する工作物（観覧車等遊技施設、アスファルトプラント等製造施設、石油等貯蔵・処理施設、自動車立体収納施設、汚物等処理施設）で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）

3 木竹の伐採

- (1) 木竹の伐採で、高さが10メートル以下かつ伐採面積が500平方メートル以

下のもの

(2) 木竹の伐採で、次に掲げる行為（法施行令第8条第3号）

ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5メートル以下かつ水平投影面積が100平方メートル以下のもの

(2) 建築物の存する敷地内における物件の堆積で、高さが1.5メートル以下のもの（法施行令第8条第4号ロ（4））

(3) 外部から見通すことができない場所における物件の堆積

(4) 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積

5 鉱物の掘採又は土石の採取

鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

6 土地の区画形質の変更

(1) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(2) 土地の区画形質の変更のうち、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て及び干拓以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行うもの（法施行令第8条第4号ハ）

7 広告物の設置又は外観の変更

(1) 熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの

- (2) はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの
 - (3) 表示面積が1平方メートル以下のもの
 - (4) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- 8 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更
- 9 地盤面下又は水面下における行為
- 10 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 11 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 12 景観計画において景観形成地域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

・特定施設届出地区

1 建築物

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

2 工作物

次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更

- (1) 第2条第1号に規定する工作物（さく、塀、擁壁等）で、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- (2) 第2条第2号から第5号までに規定する工作物（記念塔、電波塔、物見塔等、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱）で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）
- (3) 第2条第6号に規定する工作物（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）で、高さが10メートル以下のもの（増築又は改築後の高

さが10メートルを超えるものを除く。)

- (4) 第2条第7号から第11号(観覧車等遊技施設、アスファルトプラント等製造施設、石油等貯蔵・処理施設、自動車立体収納施設、汚物等処理施設)までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)

3 広告物の設置又は外観の変更

特定施設である広告塔、広告板、屋上広告やその他の特定施設に附帯する施設としての広告物のうち、次に掲げる工作物

- (1) 熊本県屋外広告物条例(昭和39年条例第66号)第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの
- (2) はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの
- (3) 表示面積が1平方メートル以下のもの
- (4) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

4 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更

5 地盤面下又は水面下における行為

6 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

7 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

・大規模行為

1 条例施行規則第4条の規模に至らないもの

2 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更

3 広告物の設置又は外観の変更のうち、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、いわゆる屋外広告物条例に基づく許可を受けるもの

